

発議第5号

地方自治法第98条第1項に基づく三島駅南口東街区A地区市街地再

開発における事業計画変更に係る検査について

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

三島駅南口東街区A地区市街地再開発における事業計画変更に関する事項

2 検査方法

本会議において関係書類の提出を求めるとともに、当該書類に関する報告を請求する。

令和5年9月20日提出

発議者 三島市議会議員

河野 月江 本間 雄次郎

賛成者 三島市議会議員

服部 正平 弓場 重明